

厚生だより

2020

7

編集・発行／(一財)広島市職員互助会・広島市職員共済組合
広島市企画総務局人事部福利課

令和2年(2020年)7月1日号



募集します

- ① P1 団体傷害保険募集
- ② P2 広響定期演奏会入場券希望者募集予定

令和元年度決算

- ③ P3 互助会
- ⑤ P5 職員共済組合

えらべる倶楽部からのお知らせ

- ④ P4 おすすめのeラーニング!
- ⑦ P7 おうちで楽しく過ごせるサービスの紹介
- ⑧ P8

お知らせします

- ⑨ P9 障害厚生年金について
- ⑩ P10 被扶養者の資格確認
- ⑪ P11 標準報酬月額の変更時について年間報酬の平均による保険者算定(年間算定)を行います

健康・相談

- ⑬ P13 ニコニコ(2525) 過ごそう!
毎月25日はメンタルヘルス推進日^^
- ⑭ P14 笑顔でヘルシーダイヤル等

団体傷害保険募集

普通傷害保険、家族傷害保険、医療保険基本特約・疾病保険特約セット団体総合保険

互助会

☎ 81-2354-2358

☎ 504-2063

加入申込締切り 7月20日(月)

この保険は、勤務内外を問わず、傷害事故による死亡・後遺障害・入院・通院・手術を補償するものです。また、個人賠償責任補償特約がセットされていますので、日常生活で他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりした場合に保険金をお支払いします。病気についても、オプションとして加入することができ、入院・退院後通院・手術について補償します。保険料は、団体割引により割安となっております。

保険期間

令和2年8月1日から1年間となります。

プランの選択

傷害プランには、3つのプランがあり、自由に組み合わせて加入することができます。加入口数は、各プラン（1被保険者につき）1口のみです。また、オプションとして病気プランに加入することができ、加入口数は、1口のみです。

〈傷害プラン〉

- ・ファミリープラン…このプランに申込みをいただきますと、ご家族全員（ご本人、配偶者、本人または配偶者と生計を共にする同居の親族または別居の未婚の子）が自動的に保険の対象となります。
- ・カップルプラン…ご本人と配偶者が対象となります。
- ・パーソナルプラン…申込みの際に記名された方だけが対象となります。

〈病気プラン（オプション）〉

- ・病気プラン…申込みの際に記名された方だけが対象となります。

申込手続き

7月上旬に各所属へリーフレットと加入申込書を配付しますので、新規加入、変更、脱退希望の方は、申込書に記入、押印の上提出してください。

保険料控除

保険料の給与引き去りは、10月からとなります。

※詳細については、7月上旬に配付するリーフレットをご覧ください。

〈引受保険会社〉

（幹事）損害保険ジャパン(株)

東京海上日動火災保険(株)・あいおいニッセイ同和損害保険(株)・三井住友海上火災保険(株)・共栄火災海上保険(株)

※上記引受保険会社は変更の可能性があります。

保険料と補償額

〈傷害プラン〉

(保険期間1年、団体割引15%)

ご加入プラン		ファミリープラン			カップルプラン			パーソナルプラン			
		FA	FB	FC	CA	CB	CC	PA	PB	PC	
補償内容	本人	月額保険料	4,000円	3,000円	2,000円	3,000円	2,000円	1,000円	2,000円	1,000円	500円
		死亡・後遺障害	103.9万円	94.5万円	66.3万円	75.7万円	38万円	38万円	686.9万円	132.1万円	28.6万円
		入院日額	5,000円	4,000円	3,000円	7,500円	5,000円	2,000円	5,000円	3,000円	1,500円
		通院日額	4,000円	3,000円	2,000円	4,500円	3,000円	1,500円	3,000円	2,000円	1,000円
	手術保険金	入院中の手術：入院日額の10倍						外来の手術：入院日額の5倍			
	配偶者	死亡・後遺障害	60万円	60万円	45万円	50万円	30万円	8万円	—	—	—
		入院日額	4,000円	3,000円	2,000円	5,000円	3,000円	1,500円	—	—	—
		通院日額	3,000円	2,000円	1,000円	3,000円	2,000円	1,000円	—	—	—
	手術保険金	入院中の手術：入院日額の10倍						外来の手術：入院日額の5倍			
	親その他家族	死亡・後遺障害	40万円	40万円	35万円	—	—	—	—	—	—
		入院日額	3,000円	2,500円	1,500円	—	—	—	—	—	—
		通院日額	2,000円	1,400円	1,000円	—	—	—	—	—	—
手術保険金		入院中の手術：入院日額の10倍						外来の手術：入院日額の5倍			
個人賠償責任		5,000万円（ご家族全員が対象）									

〈病気プラン（オプション）〉

(保険期間1年、団体割引20%)

年齢	0~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳	60~64歳	65~69歳
月額保険料	380円	530円	620円	600円	750円	1,240円	1,190円	1,780円	2,400円	3,600円
入院日額	5,000円（日帰り入院OK・0日から）									
退院後通院日額	3,000円（継続して4日を超える入院の退院後の通院が対象）									
手術保険金	入院中の手術：入院日額の10倍						外来の手術：入院日額の5倍			

令和2年度 広島交響楽団定期演奏会募集予定

募集時期	日時・場所	内 容	募集人員	負担金
厚生だより 8月号	令和2年9月11日(金) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第403回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】クリスティアン・アルミンク 【ピアノ】ティル・フェルナー 【曲 目】ベートーヴェン：ピアノ協奏曲第3番ハ短調作品37 ＜ベートーヴェン・コンチェルト・シリーズ＞ フランツ・シュミット：交響曲第2番変ホ長調	25人	
	令和2年9月18日(金) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第399回広島交響楽団定期演奏会（4月26日の延期公演） 【指揮】秋山 和慶 【ピアノ】谷 昂登 【曲 目】ベートーヴェン：ピアノ協奏曲第1番ハ長調作品15 ブラームス：交響曲第1番ハ短調作品68	25人	
厚生だより 9月号	令和2年10月10日(土) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第404回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】デイヴィッド・レイランド 【ピアノ】河村 尚子 【曲 目】ベートーヴェン：ピアノ協奏曲第4番ト長調作品58 ＜ベートーヴェン・コンチェルト・シリーズ＞ ストラヴィンスキー：バレエ音楽「春の祭典」	25人	
厚生だより 10月号	令和2年11月13日(金) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第405回広島交響楽団プレミアム定期演奏会 【指揮】下野 竜也 【ピアノ】ゲルハルト・オピッツ 【曲 目】～プレミアム定期～ ベートーヴェン：ピアノ協奏曲第5番変ホ長調作 品73「皇帝」＜ベートーヴェン・コ ンチェルト・シリーズ＞ ブルックナー：交響曲第4番変ホ長調 「ロマンティック」(ハース版)	25人	S席 2,700円 A席 2,400円
厚生だより 11月号	令和2年12月10日(木) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第406回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】ウラディーミル・フェドセーエフ 【曲 目】～被爆75年特別定期～ チャイコフスキー：幻想序曲「ロメオとジュリエット」 ショスタコーヴィチ：交響曲第5番ニ短調作品47 「革命」	25人	B席 2,200円
厚生だより 12月号	令和3年1月23日(土) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第407回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】チャールズ・オリヴィエリ＝モンロー 【ヴァイオリン】蔵川 瑠美 【曲 目】アルヴェーン：スウェーデン狂詩曲第1番作品19 「夏至の徹夜祭」 ニルセン：ヴァイオリン協奏曲作品33 (FS. 61) シベリウス：交響曲第5番変ホ長調作品82	25人	第405回、 第406回 のみ S席 3,200円
	令和3年1月28日(木) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第400回広島交響楽団定期演奏会（5月24日の延期公演） 【指揮】下野 竜也 【ピアノ】横山 幸雄 【曲 目】コダーイ（下野竜也編曲）：ミゼレーレ ラフマニノフ：ピアノ協奏曲第2番ハ短調 ドヴォルザーク：交響曲第9番ホ短調「新世界より」	25人	A席 2,900円 B席 2,700円
厚生だより 1月号	令和3年2月10日(水) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第408回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】下野 竜也 【チェロ】アレクサンドル・クニャーゼフ 【ピアノ】野田 清隆（※の印のある曲目を演奏） 【曲 目】シュニトケ：チェロ協奏曲第1番 ストラヴィンスキー：バレエ音楽「ペトリュシ カ」(1947年版)※	25人	
厚生だより 2月号	令和3年3月7日(日) 15:00開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第409回広島交響楽団定期演奏会 【指揮】パスカル・ロフェ 【コントラバス】エディクソン・ルイス 【曲 目】ロルフ・マッティンソン：コントラバス協奏曲第 1番作品87 ストラヴィンスキー：交響詩「ナイチンゲールの歌」 ドビュッシー：交響詩「海」—3つの交響的スケッチ	25人	
	令和3年3月11日(木) 18:45開演 広島文化学園HBGホール (広島市文化交流会館)	第401回広島交響楽団定期演奏会（6月13日の延期公演） 【指揮】下野 竜也 【ハープ】吉野 直子 【曲 目】ニーノ・ロータ：ハープ協奏曲 ブルックナー：交響曲第1番ハ短調 WAB 101 (リンツ稿)	25人	

互助会 令和元年度決算

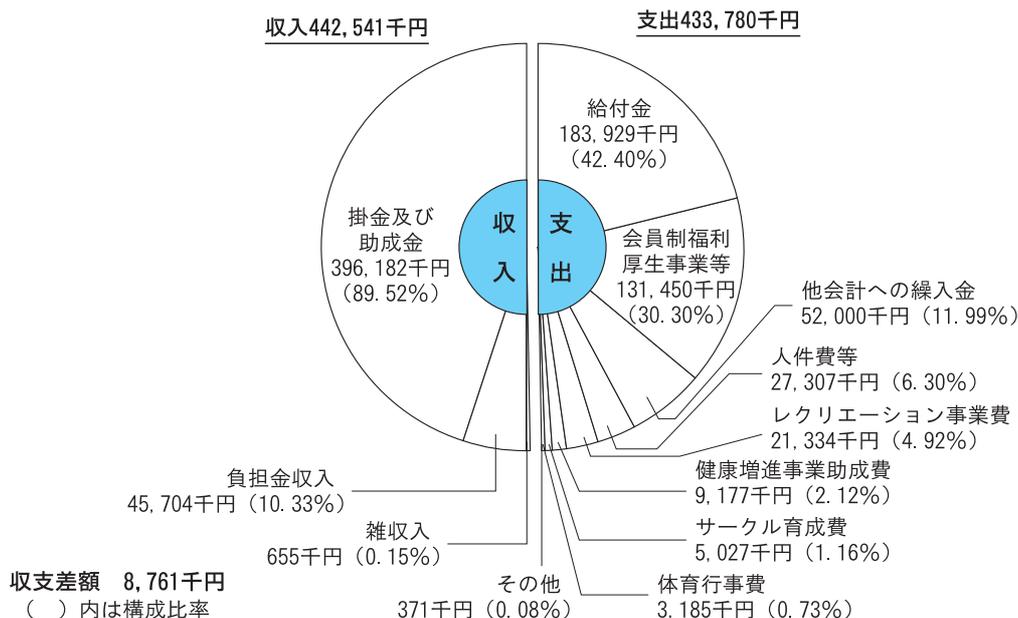
互助会

☎内81-2351・2352
☎504-2060

互助会の令和元年度決算の概要についてお知らせします。

給付・育成事業会計

会員の慶弔などに対して各種の給付を行うとともに、総合文化祭、総合体育祭及びサークル育成等の事業のほか、会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」により、会員へ幅広いサービスを提供しました。



《給付実績》

種別	件数	金額
祝金(結婚・入学ほか)	3,040件	104,740,000円
永年会員祝金・慰労旅行券	793件	23,123,000円
香げ料	428件	13,330,000円
療養見舞金	211件	10,550,000円
育児休業見舞金	250件	12,500,000円
せん別金	381件	19,686,000円
合計	5,103件	183,929,000円

《育成振興事業実施状況》

種別	人数	金額
総合文化祭の開催	225人	372,071円
総合体育祭の開催	1,751人	1,510,026円
体育行事助成	906人	1,675,785円
招待事業(プロ野球、プロサッカー、広響演奏会)	5,636人	19,979,300円
サークル育成	554人	5,026,870円
共済組合との共催事業	-	1,354,833円
合計	9,072人	29,918,885円

《鷹野橋職員会館利用状況》

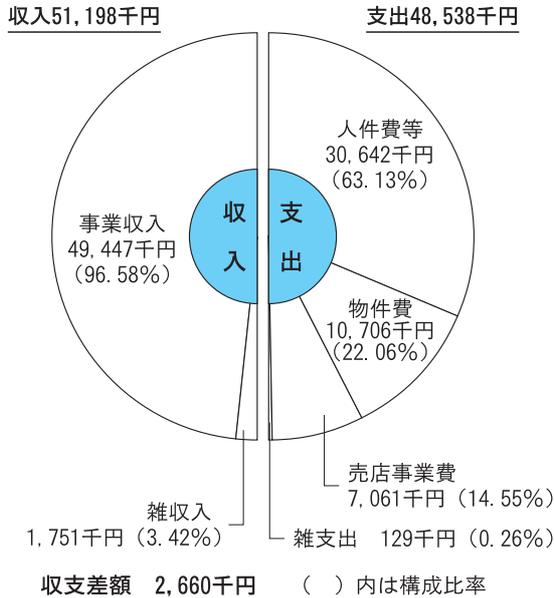
区分	利用者数	区分	利用者数
体育ホール	7,939人	サービスエリア	1,450人
サークル室	5,373人	茶室・娯楽室	1,487人
ミーティングルーム	2,449人	合計	18,698人

《会員制福利厚生事業「えらべる倶楽部」委託料支払実績》

会員数	金額
20,391人	96,968,852円

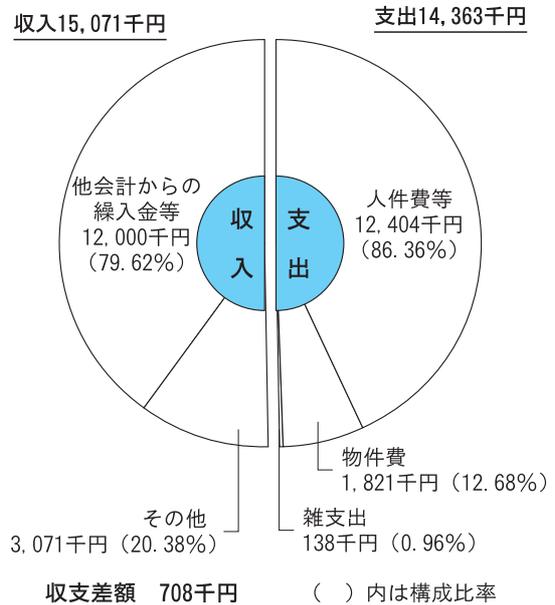
収益事業会計

積立年金保険・グループ保険を中心とした各種生命保険等の事務取扱いなど、生活を明るく豊かにする各種事業を行いました。



法人会計

法人運営に係る管理業務や、法人全般に係る業務を行いました。



えらべる倶楽部

JTB Benefit

会員特典
全講座
無料

えらべる倶楽部 おすすめのeラーニング！

充実の
292講座
無料

1. 自分のペースで学習できる。
2. 時間や場所を選ばず学習できる。
3. 進捗状況やテスト結果などのフィードバックが即座に確認できる。
4. 結果をもとに最適な学習方法が選択され、効果的に習得できる。
5. 操作説明など、画面上の動きがわかりやすい。
6. 音声や動画により、学習理解度をさらに深められる。

えらべる倶楽部eラーニング（無料講座）ゼミネット

eラーニング全講座無料開放！皆様のスキルアップを応援します！
資格講座だけで約1,000時間分！人気講座含め27講座リニューアル！

えらべる倶楽部eラーニング（無料講座）BISCUE

eラーニング全180講座の充実したラインナップ！
1日たった10分の受講を繰り返すだけで、幅広い知識が身につきます！

①

えらべる倶楽部会員専用サイトへログインし、
カテゴリガイド「スキルアップ・カルチャー」を
クリック



②

「eラーニング（資格）」の詳細はこちらをクリック
「えらべる倶楽部eラーニング（無料講座）ゼミネット」の
ページに移ります

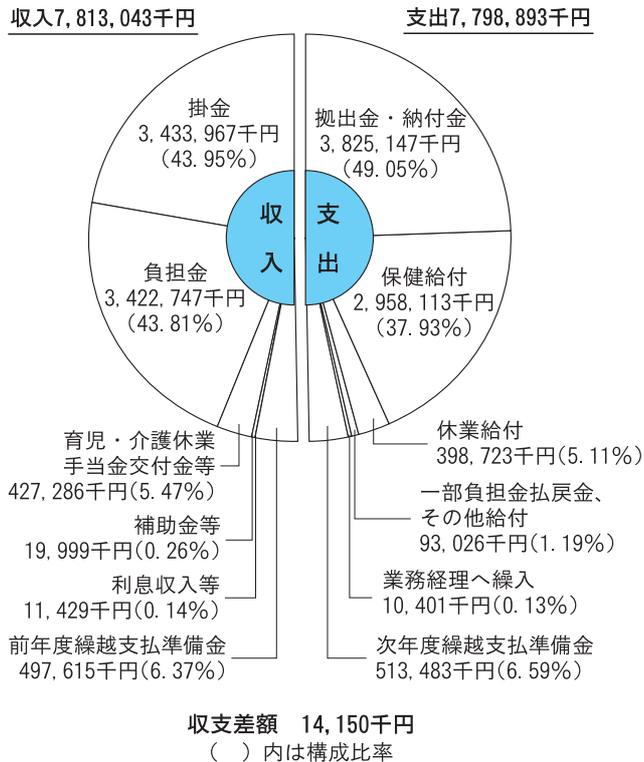


「eラーニング（ビジネスマナー）」の詳細はこちらをクリック
「えらべる倶楽部eラーニング（無料講座）BISCUE」のページに
移ります

短期経理

この経理は、組合員の皆さんからの掛金、地方公共団体の負担金等により、療養の給付、納付金の抛却、育児休業、介護休暇を取得している組合員の皆さんへの手当金の支給等を行うものです。

収支差額については、積立金として積み立てました。



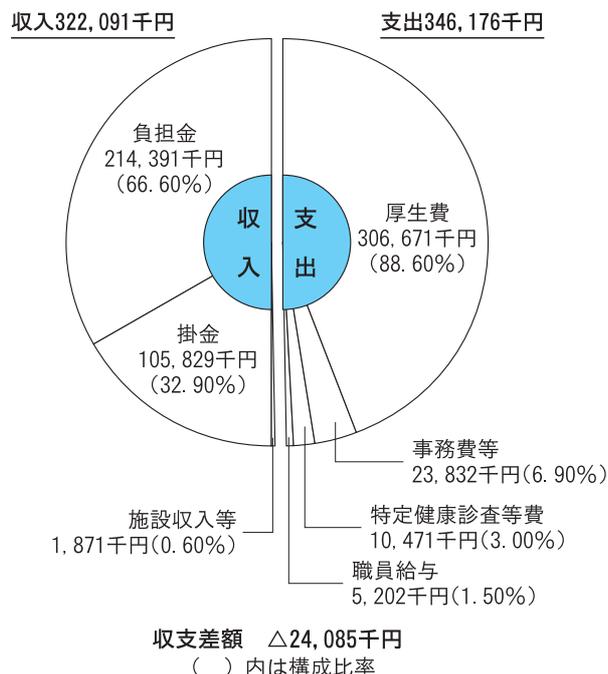
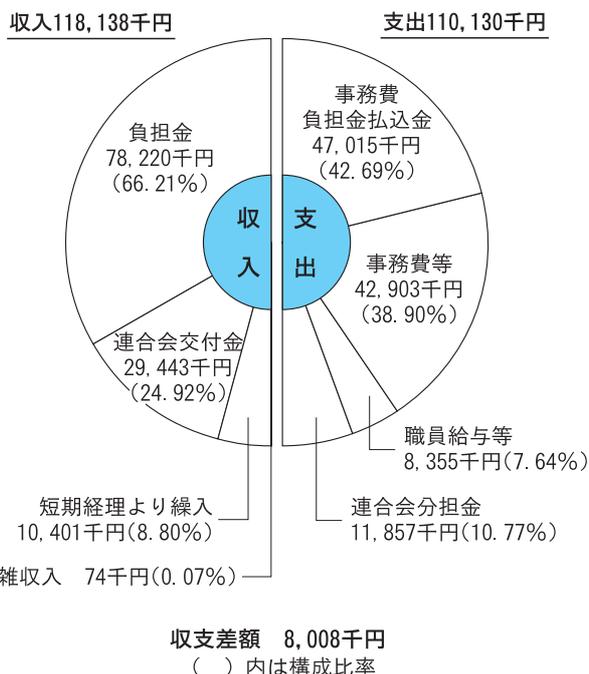
業務経理

この経理は、組合の事務（貸付事業、保健事業に係る事務を除く。）に要する経費をまかなうものです。収支差額については、積立金として積み立てました。

保健経理

この経理は、組合員の皆さんからの掛金、地方公共団体の負担金等により、人間ドック、特定健康診査、特定保健指導、コテージ湯の山の運営、産業マッサージ利用助成等の各種保健事業を行っています。

収支差額については、積立金を取り崩しました。



貸付経理

この経理は、組合員の皆さんの住宅資金や臨時の支出に必要な資金の貸付を行っているもので、貸付に要する財源には、経過的長期預託金管理経理からの借入金等を充てています。

収入は貸付金の利息で、支出は経過的長期預託金管理経理への支払利息と事務費です。収支差額については、積立金を取り崩しました。

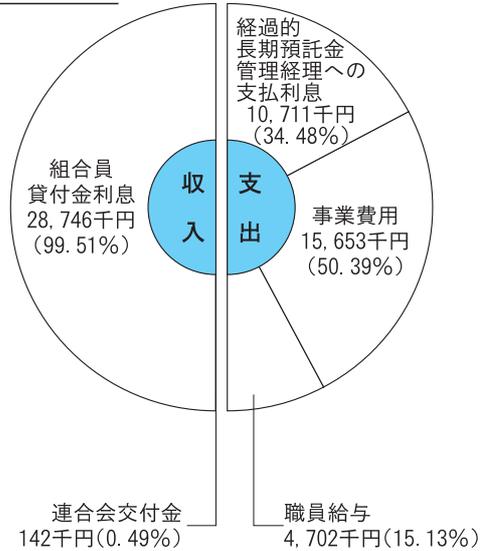
《令和元年度貸付状況》

貸付種別	貸付件数	貸付金額	1件当たり平均貸付額
普通貸付	20件	29,050千円	1,452,500円
住宅貸付	4件	12,950千円	3,237,500円
特別貸付	59件	86,440千円	1,465,085円
合計	83件	128,440千円	1,547,470円

《貸付金の令和元年度末状況》

貸付件数	貸付金現在高
1,334件	2,186,378千円

収入28,888千円 支出31,066千円



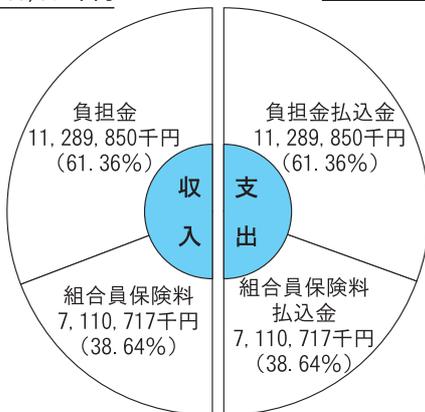
収支差額 △2,178千円
() 内は構成比率

厚生年金保険経理

この経理は、平成27年10月に共済年金が厚生年金へ一元化されたため、その厚生年金に係る組合員保険料・負担金を扱う経理です。

収入18,400,567千円

支出18,400,567千円



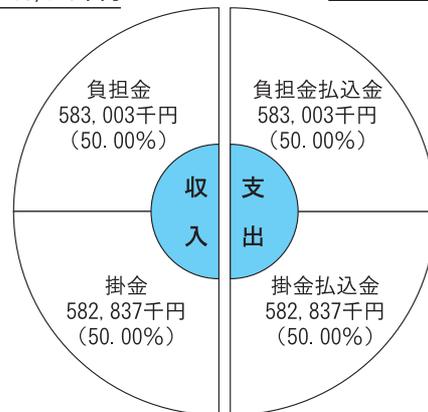
収支差額 0千円
() 内は構成比率

退職等年金経理

この経理は、平成27年10月に共済年金の一部である職域部分が廃止となり、新たに退職等年金給付が行われることになったため、その掛金・負担金を扱う経理です。

収入1,165,840千円

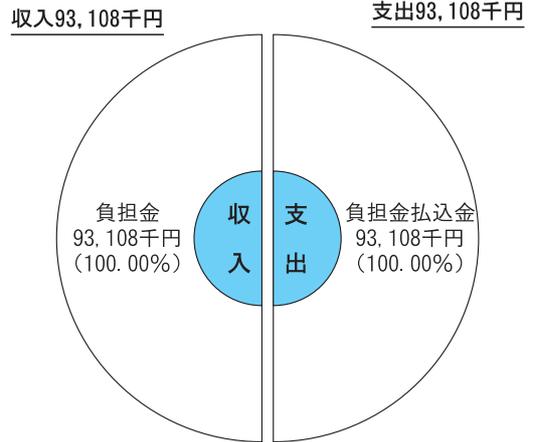
支出1,165,840千円



収支差額 0千円
() 内は構成比率

経過的長期経理

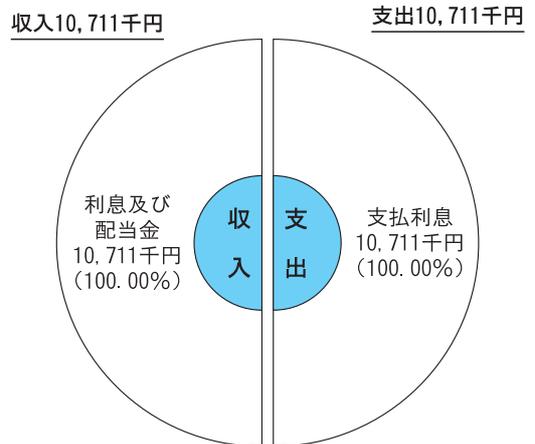
この経理は、平成27年9月までの公務を理由とする障害給付及び遺族給付決定分に対する経過的給付について、地方公共団体の負担があるため、その負担金を扱う経理です。



収支差額 0千円
() 内は構成比率

退職等年金預託金管理経理

この経理は、平成30年度より設けられた経理で、貸付事業の原資を全国市町村職員共済組合連合会から借り入れており、その借り入れた資金を扱う経理です。



収支差額 0千円
() 内は構成比率

JTB Benefit

えらべる倶楽部

おうちで楽しく過ごせるサービス (一例)

WOWOW サービスID:54207002 WEB申込

見るほどに、新しい出会い。
WOWOW

WOWOW新規ご加入で、
**JTBナイスギフト1,000円
プレゼント**

※ご加入月の視聴料はかかりません
※J:COM、スカパー!、ひかりTV、LEONET、一部のケーブルテレビ局 (YCV)、Paravi経由でのご視聴を希望される方は、特典適用外です
※ご解約の翌月に再度ご契約申込みをされた場合には、ご契約が成立した月の視聴料が発生いたします
※ JTBナイスギフトの発送はご加入月から3か月程度を予定しております

映画・ドラマ・アニメ等をご視聴するなら サービスID :59634003 WEB申込

『U-NEXT』

初期登録料2,229円 (税抜) → **無料**

ビデオ見放題サービス1,990円 (税抜) /月
→ **30日間無料トライアル**

U-NEXT U-NEXTポイント
→ **500円分をご登録日にプレゼント**
(ご利用開始月に付与)

※U-NEXT新規登録特典の『ビデオ見放題サービス』30日間無料期間終了後は、月額利用料1,990円 (税抜) の請求が発生いたします

預託金の運用状況（退職等年金預託金管理経理）

令和元年度

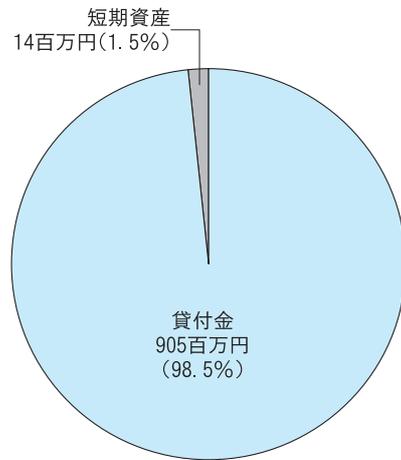
（単位：百万円）

資産区分	年度末の時価総額		修正総合利回り
		構成割合	
貸付金	905	98.5%	1.00%
短期資産	14	1.5%	0.00%
合計	919	100.0%	0.99%

注1 それぞれの項目は、単位未満について四捨五入しているため、必ずしも合計と一致しない。

注2 修正総合利回り = (実現損益 + 未収収益増減) ÷ (簿価平均残高 + 前期末未収収益) × 100 (%)

〈令和元年度末の時価総額〉

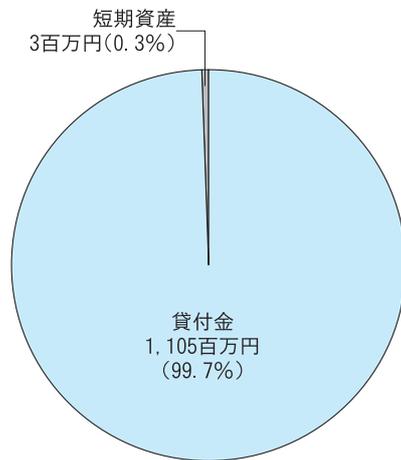


（参考）平成30年度

（単位：百万円）

資産区分	年度末の時価総額		修正総合利回り
		構成割合	
貸付金	1,105	99.7%	1.00%
短期資産	3	0.3%	0.00%
合計	1,108	100.0%	1.00%

〈平成30年度末の時価総額〉



* 預託金とは、地方公務員等共済組合法施行令第17条の2第1項第5号の規定に基づき、組合員の福祉の増進又は地方公共団体の行政目的の実現に資するように全国市町村職員共済組合連合会が各構成組合へ預託し、管理されている資金である。

JTB Benefit

えらべる倶楽部

おうちで楽しく過ごせるサービス（一例）

サービスID:5D575001

バイオ・マルシェの宅配

WEB申込

西日本の生産者と共に30年、歩んできました。オーガニック100%産直！バイオ・マルシェの宅配。バイオ・マルシェの安心のこだわり。

● その1：野菜は100%オーガニック
● その2：産地は西日本中心です

※ご入会時のみ特典適用

5,000円のバイオ・マルシェお買物券+野菜セット（国産有機野菜8品目）プレゼント

靴 スニーカーのムーンスター サービスID:56547001

WEB申込

靴(現行品)→ **30%引**

- ご利用には事前に会員登録が必要です。
- 会員登録のID・パスワードは、当サービス（靴 スニーカーのムーンスターオンラインショップ）の他、ムーンスターシューズアウトレット（サービスID：56547002）と共通になります。

※【重要】会員登録の際に、リンク先ページ右上の【ログイン 新規会員登録】から登録してしまいますと、えらべる倶楽部会員と認識されず、特典の提供が出来ません。必ず「ご利用方法」欄から登録してください（リンク先ページ下の会員規約等をご一読いただき、「同意する」にチェックを入れると登録ができます）

障害厚生年金について

職員共済組合

☎ 81-2363・2364

☎ 504-2061

障害厚生年金とは、在職中のケガや病気（以下「傷病」といいます。）により、障害の認定を受けた場合に受給できる年金です。

● 障害厚生年金の要件（職員共済組合で受付できるもの）

障害の原因となった傷病の初診日（初めて医師の診察を受けた日）が在職中（組合員である間）にある場合で、次の①または②の状態に該当することが必要です。

① 障害認定日（初診日から1年6か月を経過した日等*）において、法令に定める障害等級1～3級の障害の状態にある場合。

※1年6か月を経過する前に障害の程度を認定する場合の具体例（一部）

内 容	認 定 日
腕・足などの切断	切断した日
人工弁・ペースメーカーなどの装着	その装置を入れた日
人工透析療法の施行	開始から3か月後

② 障害認定日には法令に定める障害の状態になくとも、その後状態が悪化し、65歳になるまでに法令に定める障害等級1～3級の状態に該当した場合（事後重症）。

● 障害等級の認定

年金給付独自の認定基準（下表参照）に基づき診査するため、「障害厚生年金（障害基礎年金）の等級」と「身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳（以下「障害者手帳」といいます。）の等級」とは異なります。これは、障害者手帳が、障害者の福祉を進めていく上で対象者を確定するためのものであるのに対して、年金は所得保障によって障害者の生活の維持・向上を図るのが目的であることから生じる相違です。

そのため、障害者手帳の交付を受けていても、年金の等級（1～3級）には該当しない場合もあります。

認定基準の基本的な考え方

等級	障 害 の 状 態
1級	日常生活で他人の介助を受けなければ、ほとんど自分の用を行うことができない程度
2級	1級より軽いが日常生活は極めて困難で、労働により収入を得ることができない程度 (例) 喉頭全摘出手術後の言語機能喪失、人工透析療法施行中の慢性腎不全 など
3級	労働に著しい制限を加えることを必要とする程度 (例) 人工関節または人工骨頭の挿入置換、心臓ペースメーカーまたは人工弁の装着、人工肛門または新膀胱の造設 など

※(例)は、認定基準のうち具体的なものを示しています。実際には、専用の診断書（当組合にあります）に基づき、認定基準に照らして判定します。

● 在職中も支給されず（職域年金相当部分は、組合員である間、引き続き停止されます。）

● 障害厚生年金と老齢厚生年金のいずれかを選択

老齢厚生年金の受給権が発生した時点で、障害厚生年金と老齢厚生年金のいずれかを選択することになります。なお、年金の障害等級が3級以上で、厚生年金保険の被保険者でなければ、65歳になるまでの間、老齢厚生年金については、支給開始年齢から定額部分（組合員期間に係る老齢基礎年金相当部分）が支給されます（ただし、昭和36年4月1日以前生まれの人に限りません）。

● 時効について

年金である共済給付金を受ける権利は、法律上決定の請求をすることができることとなった日の翌日を起算日として、5年を経過すると時効により消滅します。

ご不明な点等があれば、職員共済組合年金係までご相談ください。

被扶養者の資格確認

職員共済組合

☎内81-2367

☎504-2062

資格取消について

職員共済組合員の被扶養者が、就職や年金受給開始・改定などにより、将来に向っての年間収入が130万円（障害年金受給者又は60歳以上で公的年金等受給者については180万円）以上ある場合、資格取消の手続きが必要です。

また、被扶養者が就職し、就職先で健康保険証を交付された場合も、収入額とは関係なく、被扶養者の資格取消の手続きが必要です。

速やかに「被扶養者申告書」に必要書類を添付して、職員共済組合（給与担当課経由）に届け出てください。

手続きを忘れ、そのまま組合員被扶養者証を使用された場合、その期間の医療費を全額、職員共済組合に返還していただくことになりますので、ご注意ください。

ここでいう収入は、一時的な収入（退職金等）を除き、継続的なもの全てをいいます。

【収入の範囲】

1. 給与収入（通勤交通費等の非課税収入及び賞与を含む）
2. 各種年金収入（国民年金・厚生年金・共済年金・企業年金・障害年金・遺族年金・各種恩給・労災年金・個人年金等、介護保険料等控除前の総支給額）
3. 事業収入（農業・商業等自家営業に基づく収入・保険の外交等自由業に基づく収入）
4. 不動産収入（土地・家屋・駐車場等の賃貸収入）
5. 利子・投資収入（預貯金利子・有価証券利子・株式配当金等）
6. 雑収入（原稿料・印税・講演料等）
7. 健康保険の傷病手当金
8. 雇用保険の失業等給付
9. 組合員以外からの仕送り（生計費・養育費等）
10. その他継続性のある収入（譲渡収入・遺産相続の分割収入等）

資格更新について

今年度中に23歳以上（4/1生まれは22歳以上）の誕生日を迎える被扶養者（今年度中に新規認定された者、75歳に到達する者又は配偶者扶養手当を受給している者を除く）のある組合員の方は、その被扶養者を引き続き扶養する場合、被扶養者の更新手続きが必要です。令和2年度の更新手続きがお済みでない方は、厚生だより6月号をご覧のうえ、速やかに手続きをしてください。

標準報酬月額の随時改定時について年間報酬の平均による保険者算定（年間算定）を行います

職員共済組合

☎ 81-2361・2362

☎ 504-2061

標準報酬月額を算定する際、これまで「定時決定」のみ適用されていた算定の特例（年間報酬の平均による保険者算定（年間算定）※）が「随時改定」でも適用されます。

適用される条件は、定期昇給による固定的給与の変動の場合に限られるため、定期昇給が原則4月の広島市では、毎年7月の随時改定に適用されます。

※ 随時改定の算定期間となる3か月間に、例年発生する業務により時間外勤務が多くなることにより、大幅に報酬が変動する職場においては、次の要件を満たす場合、年間報酬の平均に基づいて標準報酬月額を決定することができます。

（年間算定の対象となる要件）

次のすべてを満たした場合に、年間算定の対象となります。

1. 次の(1)と(2)との間に2等級以上の差があること

(1) 昇給月以後の継続した3か月間（当年4月～6月）の報酬の平均から算出した標準報酬月額

(2) 次の①と②の合計額から算出した標準報酬月額（年間平均額の標準報酬月額）

① 昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた固定的給与の月平均額

② 昇給月前の継続した9か月（前年7月～当年3月）と昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた非固定的給与の月平均額

2. 上記1の2等級以上の差が業務の性質上、例年、発生することが見込まれること

3. 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額（1.(2)）との間に1等級以上の差があること

4. 年間算定を行うことについて、組合員が同意していること

※年間算定を行った結果「年金平均額から算出した標準報酬月額」が「従前（随時改定前）の標準報酬月額」と同等級または下回る場合は、従前（随時改定前）の標準報酬月額を引き続き適用します。

標準報酬月額の求め方

(1) 昇給月以後の継続した3か月間（当年4月～6月）の報酬の平均から算出した標準報酬月額

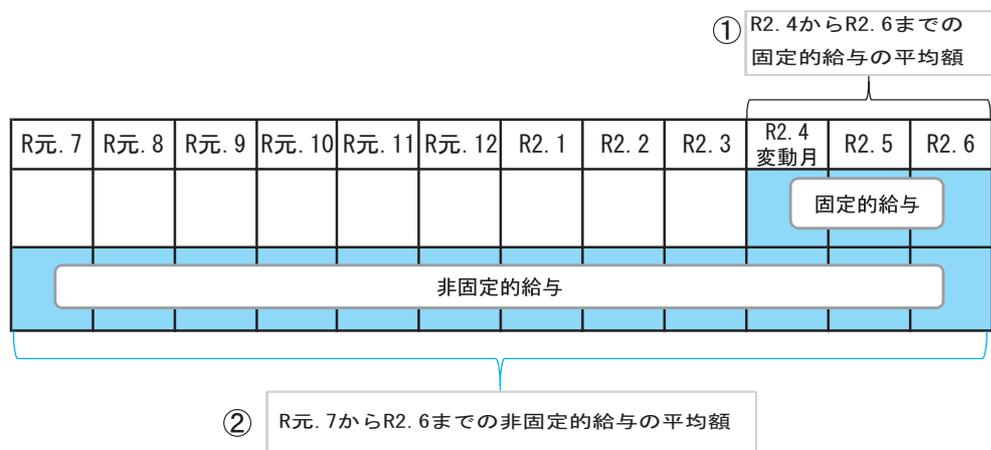
R2.4からR2.6までの固定的給与
及び非固定的給与の平均額

R2.4 変動月	R2.5	R2.6
固定的給与		
非固定的給与		

標準報酬等級表に当てはめる⇒(1)標準報酬月額

(2) ①と②の合計額から算出した標準報酬月額（年間平均額の標準報酬月額）

- ① 昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた固定的給与の月平均額
- ② 昇給月前の継続した9か月（前年7月～当年3月）と昇給月以後の継続した3か月（当年4月～6月）の間に受けた非固定的給与の月平均額



①と②の合計額を、標準報酬等級表に当てはめる⇒(2) 標準報酬月額

年間算定実施希望の申立について

前ページ（年間算定の対象となる要件）の1に掲げる2等級以上の差が生じ、年間算定の対象者に該当される可能性のある組合員がおられる所属あてに、共済組合より手続きに必要な書類の様式を7月中旬を目途に送付いたしますので、年間算定の実施を希望される場合は、その際の案内に沿って手続きを行ってください。

※年間算定に係る案内及び手続きに必要な書類については、年間算定により標準報酬月額が下がる組合員のみを送付します。

【手続きに必要な書類】

- ・様式1「年間報酬の平均で算定することの申立書（随時改定用）」（※所属長が記載）
- ・様式2「随時改定における年間報酬の平均による保険者算定申立に係る報酬の比較及び組合員の同意書」

※様式1は、年間算定の要件である「2等級以上の差が業務の性質上、例年、発生する状況」について、所属長から申し立てていただくものです。

留意事項等

標準報酬月額が下がった場合、給与から控除される掛金・保険料は安くなりますが、標準報酬月額を基に算定される年金や各種給付の額も低くなりますので、標準報酬月額が下がることによるデメリットがないわけではありません。年間算定の実施を希望される場合には、このことに留意のうえ、手続きをしてください。

年間算定による標準報酬月額の決定時期について

年間算定の実施については、組合員から手続きに必要な書類の提出を受けてからとなりますので、通常の随時改定を適用したのち、遡及して決定します。

ニコニコ（2525）過ごそう！ 毎月25日はメンタルヘルス推進日^^

福利課

☎01-2365・2374・2375
☎504-2062

毎月25日のメンタルヘルス推進日には、ご自身の心身の健康状態を振り返りつつ、セルフケアを心がけましょう。

メンタルヘルス推進日には、庁内LAN掲示板等を通じて各種相談窓口等の情報発信を行います。各種相談窓口は、厚生だよりのP14をご覧ください。

コラム

😊ココロをラクにするコツ —いつも完璧でなくても大丈夫😊

仕事に対して前向きな姿勢でいることは素晴らしいことです。しかし、いつも完璧を目指していると、極度の緊張感にさらされて心身へ悪影響を及ぼすこともあります。

仕事は決して一人で行うものではありません。悩んだり困ったりしたときは、周りの人を頼ってみましょう。周りを頼ることによって、一人で悩みを抱えてストレスを感じる事が少なくなりますし、職場の改善にも繋がります。

なお、起きてしまったミスは早めに上司等に報告し、また引きずり過ぎずに次回に活かそうと、気持ちを切り替えましょう。



☆『できていること』に注目しよう☆

私たちは、『できていないこと』に注目しがちですが、『できていること』に注目し、『ここまでできた！』と、認めることで気持ちはずいぶん楽になります。

部下や同僚だけでなく、自分自身で『できた自分を認める』ことが、特に大切です。そうすることで、次の一步を踏み出す力につながります。



笑顔でヘルシーダイヤル 共市

広島市職員共済組合員及び会計年度任用職員の方が利用できます。

「急病」の時や「今すぐ相談したい」時、年中無休で24時間対応の電話健康相談（通話料無料）をご利用ください。専門のスタッフが即時相談に応じます。（携帯電話からの相談も可能です。）

また、WEB相談もできますのでご利用ください。

●電話の場合

【職員共済組合員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「職員共済組合員」又は「職員共済組合員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-003

【会計年度任用職員の方】

下記のフリーダイヤルにおかけいただき、電話がつながりましたら、「広島市職員」又は「広島市職員の被扶養者」であることを伝え、ご相談ください。

フリーダイヤル 0120-151-922

●WEB相談の場合

笑顔でヘルシーダイヤルのホームページ (<http://www.healthy-hotline.com/>) にログインし、相談する。

※ログインには所定のIDが必要です。

【職員共済組合員の方のID】

hs32340317

【会計年度任用職員の方のID】

hs01340017



携帯電話版ホームページQRコード（注）

（注）携帯電話から相談しても無料ですが、携帯電話版ホームページ接続にかかる通信料等は自己負担となります。

障害者である職員の合理的配慮についての相談 市

人事課で、障害のある職員の合理的配慮についての相談を受け付けています。

【電話番号】082-504-2050（内線2395）

【電子メールアドレス（専用）】

hairyo-soudan@city.hiroshima.lg.jp

【相談方法】電話、電子メール、面接等

*共市…広島市職員共済組合員が利用できます
*市…広島市職員が利用できます

〈プライバシーは守られます〉

ハラスメントに関する相談 市

働きやすい職場環境を実現するためには、勇気を出して相談するなど行動することが大切です。

「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」、「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント」についての相談・苦情を受け付けています。

各局・区等に相談員を配置していません（全庁資料室参照）。次の相談員に相談することもできます。

【男性相談員（人事課服務担当課長）】

m-harassment@city.hiroshima.lg.jp
504-2049（直通）又は内線2319

【女性相談員（福利課職員健康管理担当課長）】

f-harassment@city.hiroshima.lg.jp
504-2059（直通）又は内線2370

【男性相談員（人事課長）】

504-2048（直通）又は内線2310

健康相談室 共市

☎240-2425【直通】

「職場の人間関係が上手くいかない」「家庭の悩み事で仕事に集中できない」などの悩みについて、相談員が親身になって相談にのります。

本人、家族、同僚などなたからの相談でも結構です。ご希望に応じて、カウンセラー・医師との対面相談の日時を決定します。

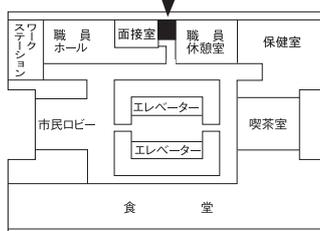
【相談受付】

月～金曜日

午前10時～午後3時30分

（相談は午後4時まで行います。時間外は留守番電話になっています。）

本庁舎16階健康相談室



ヒーリングCD貸出のお知らせ

リラクゼーション効果のあるCDを本庁舎16階健康相談室で貸し出しています。

まず、電話で在庫の確認と予約をお願いします。

〈プライバシーは守られます〉

健康相談 市

産業医・保健師が、心と体の健康相談を行っています。

【産業医】

504-2679（直通）又は内線2378

504-2681（直通）又は内線2376

504-2682（直通）又は内線2368

【保健師】

504-2062（直通）

又は内線2365・2374・2375

●相談内容によっては面接相談を行います。

●禁煙相談も可能ですので、ぜひご相談ください。あわせて福利課HP「職員の禁煙の推進について」もご覧ください。

なやみごと相談 市

☎223-7470【直通】

専門のカウンセラーによる、なやみごと相談を行っています。家庭の悩みごとや職場の人間関係、セクハラなど、こころの健康問題について相談やカウンセリングを行います。

【相談予約】

月～金曜日（祝日を除く。）

午前10時～午後4時30分

【相談時間】

午前10時～午後8時

（土日祝日も含む毎日）

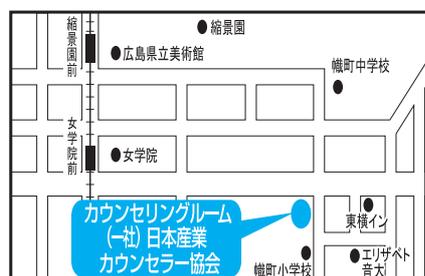
【相談方法】

あらかじめ、相談日時を電話で予約し、相談場所で面接の方法により行います。電話予約の際は、必ず「広島市の職員又は家族」で、「なやみごとの相談の予約」であることを教えてください。

【相談場所】

中区幟町3-1 第三山県ビル5階

（一社）日本産業カウンセラー協会



2020



July

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3 ㊦ 8月分コテージ湯の山利用 抽選	4
5	6 ㊦ 7月分普通・特別貸付申込 締切	7	8	9	10 ㊦ 貸付金繰上償還申込締切 ㊦ 各種給付金締切 ㊦ 貸付金繰上償還申込締切	11
12	13	14	15 ㊦ 財形貯蓄 7月分払戻請求締 切	16	17	18
19	20 ㊦ 8月分住宅貸付申込締切 ㊦ 7月分育児・介護休業手当 金請求締切	21	22 ㊦ 6月分育児・介護休業手当 金支払日 ㊦ 8月分産前産後休業掛金免 除申出締切	23 (海の日)	24 (スポーツの日)	25
26	27 ㊦ 貸付金繰上償還振込期限	28	29	30	31 ㊦ 9月分コテージ湯の山利用 抽選申込期限 ㊦ 7月分普通・特別、6月分 住宅貸付日	

㊦ 互助会 ㊦ 職員共済組合 ㊦ 福利課

月例受付

※事務局へのご連絡の際には、ダイヤルイン又は本庁内線電話番号をご利用ください。
締切・振込日が土・日・休日に重なった場合は変更になります。

互助会		職員共済組合	
ダイヤルイン 504-2063(福利係)		ダイヤルイン 504-2061(庶務係) 本庁内線 2362	
給付 (本庁内線2358)	締切 20日 支払 翌月20日	普通貸付 特別貸付	締切 5日 貸付 末日
火災共済(加入) (本庁内線2355・6)	加入申込 随時 (加入日は翌月1日)	住宅貸付 貸付金借用証	締切 20日 貸付 翌月末日
福利課		ダイヤルイン 504-2062(保健医療係)	
ダイヤルイン 504-2060又は本庁内線2357		各種給付金 (本庁内線2371~2373)	
財形払戻 (解約・一部払出)	締切 15日 支払 末日	コテージ湯の山 (本庁内線2372)	締切 10日 支払 翌月10日
財形積立 (中断・再開)	締切 15日 翌月給与より	抽選申込締切は利用月の前々月末日 利用月の前月5日抽選・決定 抽選日以後、先着順受付	
		配布部数の変更について	
		全庁フォルダ内のファイルを直接修正で きない所属においては次の番号へ必要部 数をお知らせください。 福利課厚生係(互助会管理係) 082-504-2060(内線81-2352) 配布部数の変更は毎月10日までににお知 らせください。	

※ 「市立病院機構」職員の財形貯蓄に関する手続きは、
[市立病院機構本部事務局経営管理課](http://www.city-nagaoka.nagasaki.jp/) [ダイヤルイン 569-7816](tel:082-569-7816) まで!!